

発行所 農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎内 TEL:078-331-2387

植物防疫所 HP
QR コード<https://www.maff.go.jp/pps/>

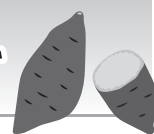
植物防疫所

検索

公式キャラクター
びーきゅん®

静岡県における

アリモドキゾウムシの緊急防除について



1. はじめに

アリモドキゾウムシ (*Cylas formicarius*) は、アリの形態に似た体長約6.5mmのゾウムシの一種で、サツマイモなどの農作物に甚大な被害を及ぼす重要害虫です。幼虫がイモに食入すると、イモは黒変して悪臭を放ち、食すると苦みがあるため食用はもちろん、家畜の餌としても利用できなくなります。

アリモドキゾウムシは東南アジア、アフリカ、北アメリカ、中南米、オーストラリアなどの外国だけでなく、日本の沖縄諸島、奄美群島、小笠原諸島などの亜熱帯地域にも分布しています。農作物への危険度の高い害虫であることから、分布している国からのアサガオ属、サツマイモ属、ヒルガオ属などの寄主植物(以下「寄主植物」という。)の輸入を禁止しているほか、日本でも分布している地域からの移動を制限するなどの検疫措置をとっています。



アリモドキゾウムシ (雄成虫)

また、アリモドキゾウムシは侵入調査の対象となっているため、雄成虫を引き寄せる効果のある誘引剤を用いたトラップを設置し、定期的に調査(以下「フェロモントラップ調査」という。)を実施しています。

2. 経緯

令和4年10月、静岡県浜松市の農産物直売所で販売されていたサツマイモに虫の付着が確認され、植物防疫所において同定した結果、アリモドキゾウムシであることを確認しました。

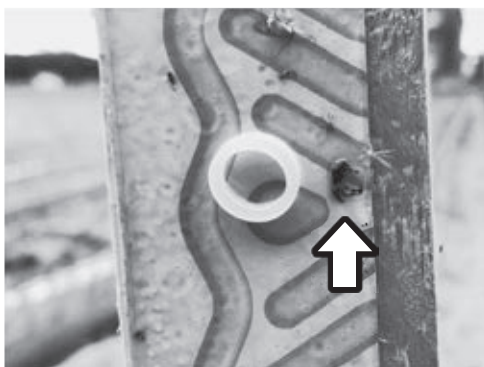
このため、このサツマイモが栽培されたほ場の周辺でフェロモントラップ調査を実施したところ、複数の地点でアリモドキゾウムシの誘殺が確認されました。

(1) 発生範囲の調査

アリモドキゾウムシが発生している範囲を特定するため、誘殺が確認された地点から半径2kmの円により囲まれた区域(以下「調査区域」という。)について調査を続け、新たに誘殺があればその地点からさらに半径2kmの円を新たに調査区域として設定して、フェロモントラップ調査や寄主植物への寄生の調査を行いました。



フェロモントラップ調査風景



誘殺されたアリモドキゾウムシ雄成虫

(2) 調査区域でのまん延防止対策

アリモドキゾウムシのまん延防止のため、サツマイモなどの寄主植物は所有者が判明し、了解が得られたものから除去及び焼却処分を行いました。

なお、所有者がわからない寄主植物については、早急に除去などの防除を実施する必要があることから、事前に除去を行うことを公表したのち、焼却処分を行いました。



寄主植物除去状況

また、収穫されたサツマイモもアリモドキゾウムシが寄生している可能性があるため焼却処分のほか、熱を加えて干芋へ加工されました。

3. 緊急防除

アリモドキゾウムシの発生範囲を特定する調査において複数地点でアリモドキゾウムシが確認されたことから、学識経験者及び関係機関で構成する対策会議での検討を踏まえ、令和5年3月19日から緊急防除が開始されました。緊急防除の概要は以下のとおりです。

(1) 防除区域

静岡県浜松市西区篠原町、坪井町、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町舞阪、馬郡町、雄踏1丁目、雄踏2丁目及び雄踏町宇布見、南区小沢渡町

(2) 発生区域

発見地点から1 km 以内の区域

詳しい情報は、以下の URL をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/kinkyuboujo/arimodoki.html>



(3) 防除の期間

令和5年3月19日～令和6年3月31日

(4) 防除の内容

ア. 作付け禁止

アリモドキゾウムシの発生区域内における、寄主植物の作付けの禁止

イ. 移動禁止

発生区域内に存在する寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装(以下「移動禁止植物等」という。)の発生区域外への移動の禁止

ウ. 消毒又は廃棄措置

発生区域内に存在する移動禁止植物等のうちアリモドキゾウムシが付着又は付着しているおそれがあるものとして植物防疫官が指定するものの消毒又は廃棄

4. 今後の対応について

発生区域では引き続き、移動禁止を徹底することにより、アリモドキゾウムシのまん延防止を図るとともに、寄主植物の除去及び殺虫剤の散布などの防除措置を行います。

アリモドキゾウムシの発生状況は引き続きフェロモントラップ調査により監視が続けられ、最終誘殺確認日からアリモドキゾウムシの2世代に相当する期間、この虫が確認されず、その他防除などの情報から発生が終息したと考えられる場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、防除区域の解除を決定することとなっています。

5. おわりに

緊急防除を円滑に実施するためには、現地の生産者の皆様や関係機関の協力が不可欠です。今後とも緊急防除に対する皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、アリモドキゾウムシは、サツマイモなどの農作物に甚大な被害を及ぼす重要害虫ですが、人畜に毒性・寄生性はありません。

令和5年8月5日から、 輸入貨物への検査証明書添付の厳格な運用を開始します

1. これまでの経緯

植物を海外から日本へ輸入する場合、病害虫が植物に付着して日本に侵入することを防ぐために、植物防疫法により、輸出国政府機関が発行する検査証明書（Phytosanitary Certificate）（以下「検査証明書」という。）を添付して、輸入検査を受ける必要があります。

「植物防疫情報」No.46でお伝えしたとおり、これまで、「貨物」で輸入される穀類、豆類、木材、農林業生産資材、香辛料などの植物については、例外的に検査証明書が添付されていなくとも輸入検査を受け、検疫有害動植物が付着していないことを確認した場合には、輸入を認めてきました。

しかし、最新の状況を踏まえ、改めて科学的な根拠に基づくリスク評価を行った結果、検査証明書の添付が免除される植物（植物防疫法施行規則第4条）以外の植物は、輸出国政府機関による適切な検査が行われたことを示す検査証明書の添付を厳格に求めることが適当であるとの結論に至ったことから、令和2年8月5日から、これらの植物を輸入する際には検査証明書の添付が必要となりました。

なお、「貨物」での輸入については、輸出国政府機関での検査証明書の適切な発給体制整備などの準備期間（3年間）を設けたうえで、令和5年8月5日から、厳格な運用が開始されますので、事業者の皆様には、検査証明書を添付して検査申請していただきますようお願いいたします。

2. 関係者向けに説明会を開催

各植物防疫（事務）所では、関係者の皆様に輸入検査に関する対応を円滑に実施できるよう準備していただくために、令和5年2月から3月にかけて、対面方式やオンライン方式で説明会を開催し、制度の周知を行いました。

説明会の開催以降、関係者の皆様からは様々なご質問をいただきました。そこで、植物防疫所で

はホームページにQ&Aを掲載いたしましたので、ご参照ください。

植物防疫所 HP > 重要なお知らせ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>



3. 輸入に際し注意していただきたいこと

(1) 検査証明書が必要な植物に検査証明書が添付されていない場合は、植物防疫法に基づき廃棄又は返送処分となります。

また、衛生証明書や原産地証明書など、名前の似た別の証明書があります。これらの証明書は検査証明書の代わりにはなりませんので、検査証明書の添付がないものとして廃棄又は返送処分となります。

(2) 輸出国によっては検査証明書の取得に時間を要したり、料金が発生する場合があります。現地の詳しい情報は輸出者の方などを通じて、輸出国政府機関にご確認ください。

4. 最後に

運用開始期日が近づいています。関係者の皆様には、対象貨物の検査証明書取得及び検査申請の際の検査証明書添付について改めてご理解とご準備をお願いします。また、ご質問は随時受け付けておりますので、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

〔参考〕検査証明書の添付が免除される植物

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ipcfuyou/index.html>





輸入中古農業機械に対する 植物検疫措置の適用について

近年、農業の用に供される中古の機械類及び車両（以下「中古農業機械」という。）の国際的な移動に伴う有害動植物の侵入・まん延のリスクが国際植物防疫条約（IPPC）加盟国間で認知され、EU や韓国などの国・地域では中古農業機械に対する輸入植物検疫措置が強化されています。

日本においても、令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法及び同法施行規則において、中古農業機械が検疫指定物品として規定され、新たに植物検疫の対象となりました。

これにより、令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械については、次の対応が新たに必要となりますので、ご注意ください。

【植物検疫の対象となる中古農業機械】

外国の農用地又は森林で使用された、以下のサイトに掲載された HS コード（輸入統計品目番号）表に該当する中古農業機械が植物検疫の対象となります。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/attach/pdf/shomeisho2-3.pdf>



【輸出国での輸出検査時における注意事項】

検疫の対象となる中古農業機械を輸入するには、輸出国の植物防疫機関で輸出検査を受け、以下の追記のある検査証明書を取得する必要があります。

輸出検査を受ける前に、中古農業機械に付着する土や植物残さを輸出国内で完全に洗浄・除去してください。特に、車軸や底面部、エンジンルームの清掃を徹底してください。

（追記例）

「The machineries have been cleaned and free from soil and plant debris (including seeds) by inspection prior to export.」

【中古農業機械の輸入時における注意事項】

中古農業機械の輸入にあたっては、「植物防疫法施行規則で定める港及び空港（飛行場）：指定

港という。」において、輸入検査を受けて合格する必要があります。

輸入検査の申請書は、指定港を管轄する植物防疫所に提出してください。なお、検査申請時に輸出国で発給された検査証明書が添付されていない場合は、輸入検査を受けることが出来ません。

輸入検査の場所は、指定港のコンテナヤードや保税地域内の場所で行いますがこの検査場所での検査が困難な場合は、輸入前に最寄りの植物防疫所へご相談ください。

輸入検査では、植物防疫官が対象となる全ての中古農業機械を検査します。土や植物残さ、検疫有害動植物の付着が確認された場合は、土などを除去していただいた後、植物防疫官が確認し、問題がなければ、合格となります。

輸出国の検査証明書が無い場合、土などの除去ができない場合は、中古農業機械の廃棄又は返送処分となります。

【その他】

◆ 植物検疫の対象となる中古農業機械につきましては、最寄りの植物防疫所や植物防疫所ホームページなどでご確認ください。

◆ 検査申請手続きに関しましては、最寄り又は輸入場所を管轄する植物防疫所へご確認ください。

参考サイト：

（輸入中古農業機械チラシ）：

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/attach/pdf/shomeisho2-2.pdf>



新たな輸出植物等の検査について



令和5年4月、改正植物防疫法が施行され新たな輸出植物等の検査が始まりました。今回は輸出植物等の検査における改正の概要を紹介します。

1. 輸出植物等の検査対象の拡大とリモート検査

輸出植物等の検査対象に中古農業機械、小麦粉などの「物品」が追加されました。このため、植物に加えて「物品」についても輸入国の要求に沿った輸出植物等の検査を行います。

なお、物品に関する目視検査であって、過去に植物検疫証明書の交付を受けたことがある場合には、情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段による検査（リモート検査）が可能となりました。



リモート検査チラシ

2. 登録検査機関

輸出植物等の検査では、輸入国の要求に応じて、植物の栽培地における検査（栽培地検査）、消毒に関する検査（消毒検査）、遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（精密検査）又は

植物等の目視による検査（目視検査）（以下、「区分別検査」という。）の検査を受け、検査の結果、当該輸入国の要求に全て適合していると認められた場合に植物検疫証明書が交付されます。

輸出植物等の検査のうち区分別検査については、農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が植物防疫官の代わりに実施することができるようになりました。登録検査機関の登録状況については、農林水産省のHPで公表されています。令和5年7月3日現在、5つの登録検査機関が登録され、申請者のニーズに応じて検査が開始されています。

3. 輸出植物等の検査の電子手続

令和5年4月以降の輸出植物等の区分別検査に係る検査手続は、原則として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いた電子手続で行われています。

eMAFFでは区分別検査申請書の提出、検査報告書の交付手続などを行うことができます。eMAFFは、①自宅のPCやスマホからいつでも申請できる、②紙の管理が不要になるとともに過去の申請情報が利用できるため申請様式を記入する手間が省ける、③申請の審査状況をリアルタイムで確認できるため社内で審査状況の情報共有を行いやすいなど、申請者にとって利便性の高いサービスとなっています。

4. おわりに

今回の法改正により、迅速で利便性の高い検査を求める輸出者のニーズに応え、かつ適切な検査ができるようになりました。今後も輸出者の方へこれらの情報提供を行い、輸出者の立場に立った輸出植物等の検査手続の円滑化を進めてまいります。

那覇空港国際線増便に伴う広報活動



海外からの植物類の持ち帰りについて注意喚起を図るため、那覇植物防疫事務所では動物検疫所沖縄支所とともに那覇空港国際線を利用する出発客や見送り客、国内観光客の方々に向け、あらゆる機会をとらえて広報を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行により運休が続いていた那覇空港国際線は、令和4年8月2日に運航が再開され、この日実施した広報活動について紹介（第47号掲載）しました。その後、香港、台湾路線などの増便が相次ぎ、多くの利用者が見込まれる春節期にあわせ、令和5年1月25日に国際線出発ロビーのイベントホール（YUINICHI 広場）に展示ブースを設け、運航再開後2回目となる広報活動を実施しました。今回はデジタルサイネージにより日本語、英語、中国語の広報動画を放映したほか、のぼり旗、広報用ティッシュ配布箱を設置しました。

また、植物防疫所公式キャラクターの「ぴーきゅん」と動物検疫所公式キャラクターの「クンくん」が前回に引き続き広場に姿を見せ、植物防

疫所と動物検疫所の職員とともに出発ロビーに向かう乗客などに広報活動を行いました。

公式キャラクターのコラボレーションは子供連れの家族など多くの空港利用者の方々に関心を示してもらうことができ、植物検疫への理解が得られたと思います。

那覇空港国際線は昨年8月の運航再開当初から利用客が徐々に増え始め、イベントホールから出発ロビーにかけてかつての賑わいが戻ってきています。今後も利用客の増加が見込まれる時期に、広報活動を積極的に行っていくこととしています。



ぴーきゅん広報活動中



陸上自衛隊輸送学校の隊員へ 植物防疫制度研修を実施

令和5年4月17日、横浜第2合同庁舎において、陸上自衛隊輸送学校初級陸曹特技課程として植物防疫及び動物検疫の研修を実施しました。

陸上自衛隊輸送学校は、朝霞駐屯地に所在し、陸・海・空の部内外輸送力を活用した輸送に関する教育・調査研究や、人員や各種装備などを輸送する隊員の教育などを行っています。

この研修は、陸上自衛隊の国外輸送業務担当者が、海外派遣時に必要となる動植物検疫の知識などを習得することを目的に実施されたもので、引率教官を含め47名が参加しました。

植物防疫の研修では、植物防疫業務概要の説明、映像資料の視聴及び害虫標本などが設置してある横浜植物防疫所の展示室の見学を行いました。研修に参加した隊員からは、検査方法、輸入が禁止さ

れている植物、消毒などの検疫措置について、数多くの質問があり関心の高さがうかがえました。

近年、輸送科の隊員は国内輸送のほか国際平和協力活動の国外輸送にも携わっており、この研修を受けた隊員は、将来、陸上自衛隊の輸送ターとして国内外で活躍されるとのことです。



研修風景

中国産ガジュマルから発見された ネコブセンチュウについて



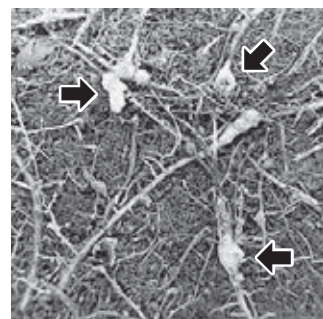
令和5年2月及び3月に、名古屋港にコンテナ詰貨物として輸入された中国産ガジュマル (*Ficus microcarpa*) 苗の地下部からネコブセンチュウの一種が発見されました。

発見されたネコブセンチュウについて形態観察及び遺伝子診断法により同定を行ったところ、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第6条第2項に基づき、発生国の栽培地において検査を行い、この線虫が寄生していないことを証明する必要がある（以下「栽培地検査」という。）*Meloidogyne enterolobii* と同定されました。

これまで日本の輸入検査でガジュマル苗からこのセンチュウが発見されたことはなく、日本の植物検疫では初発見事例となりました。ガジュマルは、このセンチュウの寄主植物とされていませんでしたが、令和5年1月にオランダでも初発見の報告がされています。

このセンチュウは、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、中南米などに広く分布し、トマト、スイカ、キュウリ、ニンジンなどさまざまな植物の根にこぶを形成して寄生することで植物の成長阻害や葉の黄化、ひどい場合は壊死を引き起こすことから、日本への侵入を警戒しており、発生国に対し栽培地検査を要求しています。

このたび輸入検査でこのセンチュウが発見されたことから、令和5年5月29日からガジュマルを栽培地検査の対象植物に追加する暫定措置をとっていますので、発生国から輸入する際はご注意ください。



ガジュマル苗の根のこぶ症状

タイ王国向けメロン生果実の輸出について



タイ王国向けに日本産メロン生果実を輸出するには、令和元年に二国間協議で定められた検疫条件（登録生産園地（温室）でのカボチャミバエ (*Bactrocera depressa*) の発生調査、登録選果こん包施設での選果・こん包の実施及び日タイ両国の検査官による病害虫の付着が無いことを確認する合同輸出検査など）に合致する必要があります。

鹿児島県志布志市内の生産者（1社）と植物防疫所は、令和3年からこの検疫条件に沿って生産園地の発生調査を実施してきましたが、令和3年はコロナ禍でタイ検査官が来日できず見送りとなりました。

令和4年9月下旬、入国規制が緩和されたことから、12月6日、7日にタイ検査官が来日し、初めてメロン生果実を対象とした検疫条件の確認及

び日タイ合同輸出検査が実施されました。

検査の結果、タイの検疫対象とする病害虫の発見はなく、70箱、625kg が全て合格となりました。

その後、タイ検査官を招へいした合同輸出検査が計4回行われ、全て検査に合格し、令和5年4月末までに合計285箱、約2.6t が同国へ向けて輸出されました。

構想から3年かけてタイへの輸出を実現した生産者の方は、今回の輸出を機に鹿児島県産メロンの美味しさを知ってもらい、輸出量を増やしていければと話しています。



タイ検査官（左）との合同輸出検査の様子

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市）

神戸植物防疫所は、北は六甲山地、南は瀬戸内海に囲まれた人口約150万人の神戸市に所在し、近畿地方4府県、中国地方5県（山口県の一部）及び四国地方4県を4支所、8出張所と共に管轄しています。

神戸港一帯は、古くから大陸交易や国内交通の拠点として発展してきました。大正2（1913）年には、植物検疫の始まりとなった農商務省輸出検査所が横浜と神戸に設置されました。

その後、神戸港は、昭和から平成6年までは世界トップクラスのコンテナ取扱貨物量を誇っていましたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災による港湾施設への被害は甚大で、取扱貨物量も減りました。植物防疫所の施設も被害を受け、自然災害の怖さを思い知らされましたが、現在の時の状況を知る職員が少なくなっていることに時間の経過を感じます。震災後の神戸港は順調に復興が進み、現在、神戸港のコンテナ取扱貨物量

は、東京港、横浜港に次ぎ、国内第3位です（令和3年速報値国土交通省調べ）。

このような中で、神戸植物防疫所における検査実績は令和3年ベースで、輸入は約4万件、輸出は約1万件と海港の中でトップの実績となっています。

事務所のすぐ近くには、神戸港の観光名所が集中しています。新型コロナウイルス感染症のために一時は減っていた観光客も増え以前の賑わいが戻ってきています。神戸空港の国際化も決まり、神戸植物防疫所も神戸空港での検疫実施に向け動いています。



神戸メリケンパーク

注目情報

植物防疫所のホームページ（<https://www.maff.go.jp>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和5年7月10日現在

【法令改正関係情報】

- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令、告示及び消費・安全局長通知が改正され、防除区域の追加等がありました。（令和5年6月9日施行）
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました（令和5年4月3日施行）
- 「要綱・要領」を更新しました。（令和5年4月1日施行）
- 「植物検疫制度の見直し」を更新しました。（令和5年3月8日）

【輸入植物検疫関係情報】

- 検査証明書の添付厳格化に関する説明会資料及び質疑応答を掲載しました。（令和5年6月26日）
- チリ共和国 Coquimbo 州 Elqui 郡の一部地域においてチチュウカイミバエが発見されたため、同郡内に検疫規制地域が設定されました（令和5年4月5日）
- チリ共和国 Valparaiso 州 Los Andes 郡の一部地域においてチチュウカイミバエが発見されたため、同郡及び隣接する San Felipe de Aconcagua 郡内に検疫規制地域が設定されました（令和5年3月15日）

【輸出植物検疫関係情報】

- 登録検査機関の活用について、輸出検疫の重要なお知らせに掲載されました。（令和5年6月23日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和5年産なし）を更新しました（令和5年6月20日）
- 「輸出入条件詳細情報」に「諸外国に物品等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）（貨物、携帯品及び郵便物）」を追加しました。（令和5年6月19日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧を更新しました。（令和5年5月31日）
- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧を更新しました。（令和5年5月16日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における大韓民国の情報を更新しました（令和5年5月11日）
- 「中古農林業機械の輸出について（令和5年4月1日より）」に「欧州連合（EU）加盟国向け中古農林業機械の輸出にかかる Q&A」を掲載しました（令和5年5月1日）
- 「輸出検疫に関する説明会」について、輸出検疫の重要なお知らせに掲載されました。（令和5年4月6日）
- 令和5年4月1日より、植物に加え、「物品」も検査の対象となりました。（令和5年3月30日）
- 令和5年4月1日以降の輸出検疫に関する「手続様式」を掲載しました。（令和5年3月24日）